

～ご利用の手引き～

福岡高齢者・障害者虐待対応チームをご利用される市町村等の皆様へ

第1（実施主体、目的、支援内容について）

1 実施主体

福岡高齢者・障害者虐待対応チーム（以下、「本チーム」といいます。）は、福岡県弁護士会と公益社団法人福岡県社会福祉士会（以下、「福岡県社会福祉士会」といいます。）が共同で行っている事業です。

本チームは、福岡県弁護士会及び福岡県社会福祉士会の高齢者・障害者虐待に詳しい会員によって構成されています。

従前は、「福岡高齢者虐待対応チーム」として活動してまいりましたが、障害者虐待防止法の施行を受けて、新たに障害者虐待対応についても事業内容とすることとし、名称も「福岡高齢者・障害者虐待対応チーム」に改称いたしました。

2 目的

本チームの目的は、今日、高齢者・障害者に対する虐待が深刻な状況にあり、高齢者・障害者の尊厳の保持等にとって虐待を防止することが極めて重要であることに鑑み、福祉に携わる弁護士と社会福祉士とが連携協力体制を構築し、要請のあった市町村等の皆様に対して、専門的な知識やノウハウ等その他のサービスを提供することにより、高齢者・障害者各虐待防止法が求める市町村等の虐待防止に関する施策及びその事務に協力し、もって高齢者・障害者の人権を擁護することです。

3 支援内容

(1) 本チームが行う具体的な支援の内容は、以下のとおりです。

- ① 高齢者・障害者虐待またはこれに関連する個別案件（以下、単に「個別案件」といいます。）に関する電話相談対応、来所相談対応、出張相談対応、ケース会議等への出席及び助言（以下、「個別案件対応」といいます。）
- ② 高齢者・障害者問題に関する研修会や講義等への講師の派遣（以下、「講師派遣」といいます。）

(2) 個別案件には、虐待が確認されているわけではないがその疑いのある案件や、今現在は虐待があるというわけではないが将来その可能性があり、これを未然に防止する必要があるといった案件も含まれます。

- ① 個別案件のうち、養護者（高齢者虐待防止法2条2項、障害者虐待防止法2条3項参照）による案件（以下、「養護者対応案件」といいます。）については、来所相談対応、出張相談対応、ケース会議等への出席1回を「支援回数1回」としてカウントします（個別契約型の場合は3万円（消費税別途））。

- ② 個別案件のうち、養護者以外の者（養介護施設従事者等(高齢者虐待防止法 2 条 2 項参照)、障害者福祉施設従事者等(障害者虐待防止法 2 条 4 項参照)及び使用者(同法 2 条 5 項参照)を指します。)による案件（以下、「養護者以外対応案件」といいます。）については、来所相談対応、出張相談対応、ケース会議等への出席 1 回を「支援回数 2 回」としてカウントします（個別契約型の場合は 5 万円（消費税別途））。
- (3) 講師派遣は、「高齢者・障害者問題」に関する内容であればよく、例えば、自治体職員に対する研修はもとより、虐待対応で連携しうる関係機関・団体や関係職種に対する研修でも構いません。
- 包括契約において講師派遣については、90 分当たり「支援回数 2 回」としてカウントします（個別契約型においては講師派遣を受け付けておりません）。
- (4) 上記 3(1)を越える業務のご依頼等は、別途料金が必要となります。

第 2（契約について）

1 契約類型

本チームの支援を希望される場合は、所定の契約書によるご契約が必要です。

契約類型としては、以下の 3 つがあり、その委託料は、以下の通りです（消費税別途）。

- | | |
|--------------------|-------------|
| ① 包括型（支援回数上限 10 回） | 20 万円 |
| ② 包括型（支援回数上限 5 回） | 10 万円 |
| ③ 個別契約型 養護者対応案件の場合 | 3 万円／出席 1 回 |
| 養護者以外対応案件の場合 | 5 万円／出席 1 回 |

2 包括型

- (1) 契約期間は契約日から 1 年間ですので、支援要請も契約日から 1 年以内に行ってください。

この 1 年以内であれば、上記の支援上限回数の範囲内で何度でも支援要請が可能です。

- (2) 包括型の場合、支援要請後の当該個別案件対応における電話相談は無料であり、支援回数としてカウントしません。
- (3) 支援上限回数を全て利用されなかった場合でも委託料を返還することはありません。

契約期間満了直前になっても支援上限回数を全て利用されていない場合は、積極的な個別案件対応要請、講師派遣要請をお勧めいたします。

- (4) 包括型において、支援回数上限に達し、さらに支援が必要となった場合、以下の方法（以下、「追加委託」といいます。）により、さらに支援が可能となり、その場合の委託料は、以下のとおりです（消費税別途）。

- ① 追加個別委託方式 2 万円／支援回数 1 回
- ② 追加包括委託方式 10 万円／支援回数 5 回

なお、追加包括委託方式の場合、従前の包括型に準じ、支援要請後の当該個別案件対応における電話相談は無料であり、支援回数としてカウントしません。

3 個別契約型

個別契約型の場合、電話相談対応は、原則としていたしません。

但し、支援要請に具体的に対応する担当者（以下、「担当チーム」といいます。）との日程調整等が困難なとき等は、来所相談、出張相談、ケース会議等への出席のいずれかを実施することを前提として、電話相談対応いたします。

この場合、これらが実施されずに電話相談対応のみで終了したときであっても、支援 1 回とカウントさせていただくことになりますので、ご注意ください。

4 実費

担当チームの移動が生じる場合、その交通費を実費としてご負担いただきます。

この実費につきましては、直接担当チームにお支払下さい。

第 3（支援要請について）

支援を要請される場合、所定の支援要請申込書に必要事項をご記入の上、業務受付窓口に FAX してください。

第 4（支援要請後の流れについて）

1 個別案件対応

- (1) 支援要請を確認次第、早急に弁護士 1 名以上、社会福祉士 1 名以上、合計 2 名以上からなる担当チームを選任し、連絡先等をお知らせいたします。

その後は、当該個別案件対応については、当該担当チームが皆様への支援にあたることとなります。

但し、担当チームのスケジュールの都合上、相談の場所や日時等の点で必ずしもご希望にお応えできない場合があること、やむを得ず担当チーム全員で対応できない場合があることを、予めご了解下さい。

- (2) 担当チームは、当該個別案件に関する各種情報を共有し、連絡を密に取り合っ
て皆様への支援を行います。

必要資料等の送付・送信等は、できるだけ担当チーム全員に対して行ってくだ
さい。

- (3) 迅速な連絡及び対応を可能とするため、担当チームとの連絡方法を確認し合っ
て下さい。

- (4) 当該個別案件が解決し、または将来的な問題の発生の見込みが薄れたと思われ
るときは、適当な時期に、双方の協議によって当該個別案件対応は終了し、担当チ
ーム

ムを解散するものとします。

また、包括型において、個別案件対応中に支援回数上限に達し、その後追加委託が見込まれないとき、個別契約型において、さらに個別契約が締結される見込みがないときも、当該個別案件対応は終了し、担当チームを解散するものとします。

2 講師派遣

支援要請を確認次第、早急に1名以上からなる担当チームを選任し、連絡先等をお知らせいたします（前述のとおり、個別契約型においては講師派遣を受け付けておりません）。

研修会や講義等の終了をもって、担当チームを解散するものとします。

第5（守秘義務及び個人情報の保護について）

- 1 本チームは、業務上知り得た秘密は、善良なる管理者の注意を持ってこれを管理するものとし、市町村等の皆様の許可なくこれを他に漏らすことはいたしません。
- 2 本チームは、別途定める「高齢者・障害者虐待防止対応事務に関する個人情報取扱要領」に従って、適正に個人情報の取扱いをいたします。

第6（不明な点について）

本チームのご利用に際しては、本「ご利用の手引き」の外、契約書や別途お渡しする実施要領等もご参照下さい。

なお、不明な点がございましたら、お気軽に業務受付窓口にご相談下さい。

第7（業務受付窓口）

本チームの業務受付窓口は、以下のとおりです。

受付時間は、平日（土日祝日を除く）午前10時～午後4時30分です。

〒812-0011 福岡市博多区博多駅前三丁目9番12号 アイビーコートⅢビル5F 公益社団法人 福岡県社会福祉士会 福岡高齢者・障害者虐待対応チーム係 TEL 092-483-2944 FAX 092-483-3037
--

以上